

高齢者専用
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

クローバー

理 念

グループホームクローバーは、愛・誠実・希望・幸せの四つ葉を基本とし、家族との出会いを大切にし、ありのままの高齢者を受入れ、共に喜び、主体性を持って自分らしく過ごしていただけるよう支援いたします。

グループホームとは

認知症対応型共同生活介護とは、認知症の状態にある要介護者等に対して、その共同生活を行う住居（施設）内において、入浴・排泄・食事等の介護日常生活上の世話、機能訓練を指します。

入居の対象者

- 沖縄県介護保険広域連合構成市町村に住所のある方
- 医師から認知症と診断された方
- 要介護認定（要支援2、要介護1～5）を受けられている方

施設概要・設備環境

定員9名（全個室）

■ エレベーター／AED 完備、共同設備（食堂／リビング／キッチン／浴室／トイレ／洗濯室）



食堂／リビング



廊 下



居 室



キッチン



トイレ



浴 室

クルーフホーム クローバー 利用料金

※ 令和8年6月～

※ 1 割負担の場合（円）

要介護度	介護保険利用者負担額		ホーム利用料（30日の場合）				
	1 日	3 0 日	食費	共益費(水道・光熱費)	家賃	リネン代(シーツ類)	3 0 日
要支援2	761	22,830	45,000	18,000	42,000	1,500	129,330
要介護1	765	22,950					129,450
要介護2	801	24,030					130,530
要介護3	824	24,720					131,220
要介護4	841	25,230					131,730
要介護5	859	25,770					132,270

※共益費は、水道光熱費・設備の修理保守点検費・消防設備・EV設備点検費を含みます。 ※月途中入退居の場合は日割り計算になります。

▼上記以外にかかる費用 ※ 1 割負担の場合（円）

★ 印が 現在の算定加算項目です

各種加算	1 日	3 0 日	加算説明
初期加算（対象者のみ）	★ 30	900	・入居日より30日のみ算定（登録日から30日まで） ※30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も同様
医療連携体制加算Ⅰ（Ⅱ） （要介護度のみ）	★ 37	1,110	・事業所の職員又は訪問看護ST等との連携により看護師を1人以上確保 ・看護師により24時間連絡できる体制を確保 ・重度化の対応指針を定め入居の際に利用者又は家族に内容を説明同意を得る
協力医療機関連携加算	①、②を満たす場合 100（月1回） それ以外の場合 40（月1回）		・協力医療機関との間で入居者間等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催 ①入所者等の症状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
退居時情報提供加算	250 （1人につき1回限り）		・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定
栄養管理体制加算	30（月1回）		・管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う
口腔・栄養スクリーニング加算	20（6ヶ月に1回）		・利用開始時及び利用中6ヶ月毎に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定
科学的介護推進体制加算	★ 40（月1回）		・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること、又、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している
生産性向上推進体制加算Ⅱ	★ 10（月1回）		・利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に関する対策を検討するための委員会の開催や改善活動を継続的にしている ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している ・1年以内ごとに1回業務改善の取組みによる効果を示すデータを提供
サービス提供体制強化加算Ⅰ	★ 22	660	・介護福祉士70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□	★ 介護サービス費 の合計	× 22.8 %	①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること ②賃金改善後の賃金年額440万円以上が1人以上③職場環境の更なる改善、見える化④資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備⑤職場環境の改善（職場環境等要件）⑥賃金体系等の整備及び研修の実施等 上記要件に加え、(1)キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴを満たしていること(2)職場環境等要件への取組み (3)賃金改善を継続して行うこと (4)さらに、「ケアプランデータ連携システムの利用」「生産性向上推進体制加算の算定」「社会福祉連携推進法人への参画」などの特例要件のいずれかを満たすこと

※介護職員等処遇改善加算については、介護度、加算内容、日数により変化いたします

◆ オムツ代・医療費（直接医療機関へ）・理美容代・特別な日用品費・行事参加費用は自己負担となります

▼処遇改善加算
（1ヶ月30日計算）

▼利用者負担割合 ※ 介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。【下図 - 厚生労働省 HP より抜粋】

介護度	介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）
要支援2	5,367 円
要介護1	5,648 円
要介護2	5,894 円
要介護3	6,051 円
要介護4	6,167 円
要介護5	6,291 円

